

第2回筑豊交通圏タクシー特定地域協議会概要

平成22年1月29日(金) 13:30～
「のがみプレジデントホテル」

1. 第2回筑豊交通圏タクシー特定地域協議会を開催

2. 会長挨拶(省略)

3. 協議会要綱の一部変更について

事務局より(別紙)資料にて、下記の報告を行った。

- ・ (協議会の構成委員及び任期)

第4条

(6) その他協議会が必要と認める者

- ② 「福岡警察本部」を削除し、今後はオブザーバーとして参加することになった。

4. 本日の出席委員紹介

九州運輸局福岡運輸支局長	湯元 日出光 様
福岡労働局労働基準部	
代理 労働時間設定改善指導官	川崎 仁 様
福岡県県土整備部	
代理 企画交通課企画係長	田尻 英樹 様
飯塚市企画調整部総合政策課長	中村 武敏 様
社団法人福岡県タクシー協会会長	田中 亮一郎 様
福岡県筑豊地区タクシー協会会長	野上 幸敏 様
福岡県筑豊地区タクシー協会理事	加地 豊 様
福岡県筑豊地区タクシー協会理事	松川 公彦 様
全国自動車交通労働組合連合会	
福岡地方連合会 執行委員長	大原 丈功 様
財団法人福岡県消費者協会	
専務理事	立塚 知彰 様
福岡県警察本部交通部交通規制課	
課長補佐	細川 道夫 様

5. 議事

- ・ 事務局より以下資料①・②・③・にもとづき説明した。
 - ① 本協議会の目的について
 - ② 福岡県におけるタクシー事業の状況について
 - I. タクシー事業の現況
 - II. タクシー事業の輸送の現況
 - ③ 適正と考えられる車両数の算定について
- ・ つづいて事務局より下記④について、説明した。
 - ④ 地域計画「骨子(案)」提示について

(会 長)

- ・ 只今、事務局から議事の①～④について、資料の説明がありましたが、ご意見等を伺いたい旨の発言があった。
- ・ まず議事①については、前回合同会での意見がございませんでしたので、了承済みと考えております。
- ・ 次の議事、②「福岡県のタクシーの状況について」今回は筑豊交通圏の状況と言う事で説明されましたが、この点については、如何でしょうか。・・・
- ・ 無いようでございますので次の議事 ③「適正と考えられる車両数の算定」については、如何でしょうか。
- ・ 無いようでございますので次の議事④当協議会のテーマであります「筑豊交通圏の地域計画」について「骨子案」が提示されましたが、この点についてご意見を賜りたいと思います。

【田中委員】

- ・ この地域計画の中に是非道路で共存している、自家用有償運送と運転代行業者等とのルール作りみたいなものをここで推進して頂きたいと言この地域計画の中に入れて頂きたいと思います。

(事務局)

- ・ 昨日の久留米・大牟田の協議会においても、その様な要請がございましたのでこの地域計画の中にその代行問題について取りあげたいと考えております。これにつきましては次回の協議会の中で再度ご提案して、皆様にお計りしたいと考えております。

(会 長)

なお、地域計画以外の全般についてもご意見・ご提案等がありましたら宜しくお願い致します。

- ・ それでは、無いようでございますので①～③につきましては、ご了承頂いたものと取り扱わせて貰います。
- ・ 議事④地域計画につきましては、特定事業計画と関係がありますので特定事業案の後に一括して取り扱わせて頂きます。
- ・ それでは、議事⑤筑豊交通圏特定事業等の策定案について説明をお願いします。
- ・ 只今の議事⑤の説明について、ご質問ご意見がありましたらお願いしたいと思います如何でしょうか。

【田尻代理委員】

- ・ 4. 交通問題・環境問題・都市問題の改善
[その他の事業]⑤内容ですが、具体的にはどんな内容かお聞かせください。

(事務局)

- ・ 只今は、特定なものは考えていませんが、例えば福岡市において旅行客の誘致事業が行われていると思いますが福岡市の観光施策の中で、そういう面のタクシー配車システムそれから海外からの外人旅行客の為に外国語会話等を含めた観光施策等と相まって取組んでいくこと。これは、タクシー業界も取組んで行かなければなりません、自治体の方からも特にそう言要請がありますので、たとえば博多駅とか国際旅客船の発着所が博多埠頭にございますが、その様なところに、外国語で案内表示しタクシーでも観光に利用できると色々なケースがあると思いに取ります。また国土交通省が推進している「観光立国」を目指す施策が展開された中、各地方もそれ組んでおられると思いますが、そういう事を書いております。
- ・ 都市計画・交通計画については、福岡市における中州問題によるショットガン方式等についても取組んで行かなければならない事ですが、タクシー事業者自ら出来ない部分がありますので当然

ながら自治体及び道路管理者や警察機関や運輸局等の支援が必要ということで、具体的には話は出来ませんが、それなりの助成を頂いて実施することと思っています。
そう云うものが今後増えることが予想され、都市部における交通渋滞対策も含めて連携して行こうと云う事を書いております。

【加地委員】

4. 交通問題・環境問題・都市問題の改善「その他の事業」

- ・ ②タクシープールの整備の主体者等については、具体的にどの様に進めたらいいのでしょうか。

(事務局)

- ・ 先程から申しております様に、可能なかぎりこの特定事業には今後想定される物も含め掲げる様基本方針にうたっておりますので、具体的にこれをやりなさいとか、しなさいとかいう事ではなく、この特定事業の中から各社又はグループ等々が、これを抽出して取組んで行って頂きたいという事がこの主旨であります。
- ・ なお、タクシープールについては、筑豊交通圏においてもタクシーベイ等の必要な事例が起きた時には、地域協議会に掲げておりませんと協議が出来ないこととなりますので、ここに特定事業として掲げているわけです。

【大原委員】

- ・ 第1回協議会で示されました、資料4 適正と考えられる車両数については、事業者の方に適正車両になるように、供給過剰について早急に取り組んで頂きたい。

(事務局)

- ・ 特措法にもとづく地域計画・特定事業・特定事業計画の四つに考え方は分かれております。
- ・ 特措法に基づいて地域協議会を設置するよう、この基本方針に書かれているとおりです。
- ・ それから、地域計画については、たとえば今大原委員の方から話がありました様に、供給過剰の問題が確かにございます、これが根幹的な原因であると云うことで特定地域計画の8ページの⑦に供給過剰の状態の解消を必要あるのではないかと掲げています。
- ・ これに基づき特定事業というものを作成する訳ですが、ご承知と思いますが、この特定事業と云うのは、各社タクシー事業者が個別に促進して行く話になります。経営の悪化を改善する為事業の再構築を図りなさいというのが今回の特別措置法の趣旨でございますので、その為にはいろんな物が有るのではないのかと、まず特定地域に掲げた、いろんな細かいいろいろな事業を事務局としてお出しした訳ですが、これをやりながら最終的には供給過剰の解消を図りなさいという所に根本的な原因はここにあるのではないのかという事を書いておりますが、特定事業の中にはご承知の様に強制的な減車は独禁法に触れると、特別措置法が出た段階で縛りがかかっておりますので、具体的には特定事業には書き込めません、ただ、これは各社それぞれが認識しながら自ら減車して行くのが当然ながらやっていたかなければいけないということと思います。
資料4のいちばん最後に書いたものが、これがタクシー業界の指針といいますか、これがここにうたっておりますので、今後この特定計画が仮に認定されましたら後は自ら各社・各グループ各協会団体等々で積極的に供給過剰を直しなさいという事になってこようかと思いますが、この協議会ではそういう議論が出来ないというのがひとつにありますので、それはこういう現状を皆様認識して、あとはタクシー事業者自らがそういう事を踏まえて取組んで行きなさいと、なりますので協議会ではそういう結論とか議論が協議出来ないという事は大変申し訳ありませんがそういう趣旨でございますのでよろしく願致したいと思います。

その他

(事務局)

- ・ 長時間の審議有難うございました。これを持ちまして第2回筑豊交通圏タクシー特定地域協議会を終了いたします。
- ・ なお、先ほどの時局の方の文の訂正及び代行問題等々それから策定事業の細かいご説明がなされおりませんので、次回3回目の協議会に於いてそれらの事をしっかりとご説明しながら、皆様のご審議を頂きましてご承認を受け賜りたいと、そのようなかたちで進めさせまいりたいと思っております。
- ・ 第3回目につきましては、筑豊・久留米・大牟田も第3回目になりますので、日程等が詰まっておりますので、3月までは皆様がたの方でも行事等々が詰まっていると思いますので早めに日程を調整いたしまして、第3回目を開催いたしたいと考えております。よろしくお願い致します。